



# 佐賀県公報

平成18年  
6月12日  
(月曜日)  
第 12765号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 告 示

(三九七・こども課) 一

- 青少年に有害な図書等の指定
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サー

ビス事業所の名称及び所在地の変更

- クリーニング業法の規定に基づくクリーニング師研修及び業務従事者講習の指定

(三九九・生活衛生課) 二

- 佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正
- 道路の区域の変更

(四〇〇・生産者支援課) 三

- 道路の供用開始
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 道路の区域の変更

(四〇一・道路課) 四

(四〇二・" ) 四

(四〇三・" ) 四

(四〇四・" ) 四

(四〇五・" ) 五

### 公 告

(県民協働課)

( " ) 五

(園芸課)

(農地整備課)

(税務課)

六 六 六

### ○ 告 示

- 佐賀県告示第三百九十七号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事

古川

康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	18-53	ジゲンEX Vol.27 本当にあった浮気話7／1増刊 7月号	株大洋書房	18124-7 ①-'06 7/15	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	18-54	漫画 ガチンコ 7月増刊号	若生出版株	12812-07 ①- 07/21	
"	18-55	レディース・コミック 微熱 7月号	株セブン新社	09663-7	
"	18-56	ザ・ベストMAGAZINE No.266 7月号	KKベストセラーズ	14003-07	
"	18-57	ドキュメント ジャンクション VOL.26 若妻(ヤンツマ) 7月号増刊	株バウハウス	08842-07 ①2006/7/20	
"	18-58	海賊ナンバーワン 7月号	株竹書房	02461-7	
"	18-59	That's DAN 2006 Vol.82	株バウハウス	04117-07	
"	18-60	特撰 三十路妻 7月号	株笠倉出版社	16781-7	
"	18-61	ガチンコ No.35 7月号	若生出版株	12811-07	
"	18-62	別冊ZUBA! 本気ヤバッ! 人妻のHな話満載号 Vol.21 ZUBA! 7月号増刊	インフォレスト株	15530-07 ①7.14	
"	18-63	話王 第84号 7月号	株ぶんか社	19819-7	
"	18-64	別冊 本当にあったHな話 7月号	株ぶんか社	18135-7	
"	18-65	これが本当!人妻のH話 もっとすごい本当のH話コレクション 7月号増刊	株バウハウス	18764-07 ①2006年7月20日	
"	18-66	もっとすごい本当の出会いのH話 Vol.33 増刊Dr.ピカソ 7月号	株バウハウス	06636-07 L2006/7/15	

## ●佐賀県告示第三百九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条及び第八十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類		名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
訪問看護及び介護	おおかわの訪問看護ス	伊万里市大川町大川野		
予防訪問看護	まつうら訪問看護ステ	宇片竹三一四三番地一		
ショ	伊万里市松浦町山形四	八一二番地一		
			平成一八・	
			六・一	

## ●佐賀県告示第三百九十九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二及び第八条の三の規定によるクリーニング師に対する研修及びクリーニング業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 主催者の名称及び代表者の氏名並びに所在地

(一) 名称及び代表者の氏名

財団法人全国生活衛生営業指導センター

(二) 理事長 山下眞臣

所在地

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修及び講習を運営し、受講申込みの窓口となる団体の名称及び代表者の

(一) 名称及び代表者の氏名  
氏名並びに所在地

財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター

理事長 馬場勇

(二) 所在地

佐賀市白山一丁目二番十三号 諸永ビル三階

三 研修及び講習の科目及び時間

(一) クリーニング師研修

研修科目	初回者時間数	継続者時間数	研修時間
			研修料
衛生法規及び公衆衛生	一時間	三〇分	一人につき五千円
洗濯物の受取、保管及び引渡し	一時間	一時間	
洗濯物の処理	一時間	一時間	
繊維及び繊維製品	一時間	一時間	
レポート	四時間	三時間	
計	あり	あり	

(二) 業務従事者講習

講習科目	初回者時間数	継続者時間数	講習時間	研修料
				研修料
衛生法規及び公衆衛生	一時間	三〇分		
洗濯物の受取、保管及び引渡し	一時間	三〇分		
洗濯物の処理	一時間	一時間		
繊維及び繊維製品	一時間	一時間		
レポート	四時間	三時間		
計	あり	あり		

四 研修及び講習の開催日、会場の名称及び所在地

(一) クリーニング師研修

研修日	会場の名称
平成一八年八月六日	佐賀県労働者福祉会館
佐賀市神野東二丁目六番一〇号	所 在 地

- この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第六百十号）の一部を次のように改正する。
- 平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川康

別表の二の項中「年一・〇五%」を「年一・一〇%」に、「年〇・八五%」を「年〇・九〇%」に改め、同表の三の項、四の項、七の項及び八の項中「年〇・四五%」を「年〇・四〇%」に改める。

附 則

- この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十八年五月二十四日以後に知事が利子補給することを適當と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金から適用する。
- 平成十八年五月二十三日以前に知事が利子補給することを適當と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

研修日	会場の名称	所 在 地
平成一八年七月二三日	佐賀県労働者福祉会館	佐賀市神野東二丁目六番一〇号
平成一八年八月二〇日	武雄市文化会館	一 武雄市武雄町大字武雄五五三八

●佐賀県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月十二日から平成十八年七月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域
		後の別 変更前
県道 武雄多久線	多久市多久町四二三七番五地先 から まで	三四〇・〇 メートル 幅員
	多久市多久町三八六四番一地先 から まで	一二〇・〇 メートル 延長
	多久市多久町四二三七番五地先 から まで	一五五・五 メートル 延長
	多久市多久町三八六四番一地先 から まで	一一五・五 メートル 延長
	多久市多久町三八六四番一地先 から まで	一〇八・一 メートル 延長

●佐賀県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年六月十二日から平成十八年七月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第四百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月十二日から平成十八年七月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域
		後の別 変更前
県道 川上牛津線	小城市牛津町乙柳字立籠三角六 七八番一地先から ○二八番一地先まで	二二〇・〇 メートル 幅員
	小城市牛津町乙柳字下籠五角一 七八番一地先から ○二八番一地先まで	二八〇・〇 メートル 延長
	小城市牛津町乙柳字立籠三角六 七八番一地先から ○二八番一地先まで	二八五・〇 メートル 延長

●佐賀県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年六月十二日から平成十八年七月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄多久線	多久市多久町四二三七番五地先から 多久市多久町三八六四番一地先まで	平成一八・六・一二

る。  
平成十八年六月十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区间	供用開始の期日
県道 川上牛津線 で	小城市牛津町乙柳字立籠二角六七八番一地先から 小城市牛津町乙柳字下籠五角一〇一八番一地先ま で	平成一八・六・一一

●佐賀県告示第四百五号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月十一日から平成十八年七月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区间			
	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 牛津停車場 線	小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一三五番一四地先から 小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一一二番三地先まで 小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一三五番一四地先から 小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一一一一番三地先まで 小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一三五番一四地先から 小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一一二番三地先まで 小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一三五番一四地先から 小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一一一一番三地先まで 小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一三五番一四地先から 小城市牛津町柿樋瀬字江六角一 一一二番三地先まで	後	一八・二 五・一	一一八・一・六

○△■

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次とおり公告する。

関係書類は、平成18年7月18日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年6月12日

佐賀県知事 古川 康

。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次とおり公告する。

関係書類は、平成18年7月24日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年6月12日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、国見土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

1 申請のあった年月日

平成18年5月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人NPOサンガム

(2) 代表者の氏名 木下 雅義

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県多久市多久町2189番地7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする地域住民に対して、地域との交流や地域住民等がボランティアに参画しやすい環境づくり及び介護保険並びに宅老所に係る事業を行い、できるだけ長く家庭(地域)での生活が維持されるよう又地域共生プランへの参画及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成18年6月12日

佐賀県知事 古川 康

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成18年6月12日

収支等命令者

佐賀県経営支援本部税務課長 松尾龍司

1 特定役務の名称及び数量

平成18年度税総合情報システム維持管理業務委託一式

2 契約の相手方を決定した手続

随意契約

3 隨意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

4 契約の相手方を決定した日

平成18年4月1日

5 契約者の氏名及び住所

(1) 氏名 富士通株式会社 佐賀支店長 桐明建王

(2) 住所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号

6 契約金額 64,260,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県経営支援本部税務課

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	生産業者		有効期限
				その他の規格	氏名又は住所	
佐賀県肥料第681号	混合有机質肥料	5~8混合有机质肥料 りん酸全量	窒素全量 5.0% 会社	理研農産 化工株式 会社	佐賀市大 財北町2 番1号	平成21年 6月4日

(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

申購  
込読  
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年六月十二日印刷及び発行者  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日  
所 毎週月  
株 古川総合  
金 印刷  
曜日 日